

一九世紀東アジアと「帝国」日本

桐原 健 真

The East Asia and “Teikoku” Japan in 19th century

Kenshin KIRIHARA

はじめに

この度はお招き戴き有難うございます。

桐原でございます。「一九世紀東アジアと『帝国』日本」というタイトルは、多分に羊頭狗肉の感がございまして、日本のことが余程多いかと存じますがご寛恕下さい。

「帝国」ということばは、近年、人文科学だけではなく、社会科学においても氾濫と言えるほどに見受けられるようになりました。とりわけ東アジア研究における帝国論というのは、まことに隆盛を迎えていると言ってよろしいかと思えます。もとよりそれは、かつての帝国主義研究とは別の文脈で、であります。すなわちアントニオ・ネグリとマイケル・ハート両氏が新しい帝国概念——アメリカのような主権国家でありながら、その枠組みを逸脱した新しい国家主権の在り方——を提示した *Empire* が二〇〇〇年に世に出まして、

これが東アジア諸国において「帝国」と翻訳され、流布したというのが主要な原因であります。

原義的に申しますと帝国あるいは *imperium* や *Kaisereich* というものは、本来的に周縁性を有するものでありまして、きっちりした領域を持つものではございません。たとえば辺境伯 *Markgraf* のように、中央に対して周縁化された政治主体——そういうマージナルなものを含んだ政治概念であり、ネグリ氏の「帝国 *Empire*」もまたこれにあたります。

たとえば中国史の分野で「中華帝国」と呼ばれているものは、皇帝がヒエラルヒーの頂点にあって、そこからその皇帝の持っている徳というものが、すそ野に向かって広がっていくように展開していくイメージであります。すなわち帝国が中央にあり、その周囲に王国や蕃国があり、さらにその外部に文明外存在としての化外がある

のだ——といった世界像として考えられているわけでありませう。

ところが、このような「帝国」イメージというものは、実際のところ一九世紀の東アジアにおいては、必ずしも一般的なものではありませんでした。この時期における「帝国」は、周縁性よりも、むしろ領域的な限定性を有することばとして——すなわち独立した近代主権国家として認識されていたのであります。たとえば「大韓帝国制」というのが一八九九年に出ます。これによって、朝鮮王国は大韓帝国と国号を改めるわけでありますが、その第一条には「大韓帝国は、世界万国に公認された自主独立の帝国である」と規定されており、ここからは周縁性というものを見出すことはできません。この「国制」に言うところの「帝国」とは、冊封された国王の治める「王国」ではなく、主権者たる元首たる皇帝が治める独立不羈の国家を意味していたのであります。

では東アジアにおけるもう一つの国家であります中国ではどうだったのでしょうか。しばしば中国の諸王朝は、分析概念として「中華帝国」と称されるわけがありますが、しかしながら前近代の中国における歴代王朝で、みずからの国号に「帝国」の語を用いたことは一度たりともございません。唯一、袁世凱が、中華民国というものを一時的に廃絶し樹立した、その名もズバリ「中華帝国」というのが——これは、わずか三カ月で廃絶してしまっただけであります——「帝国」ということばを正式に用いた国家であったと言えます。

この「中華帝国」という国号が、「中華民国」に置き換わるもの

として用いられたというのは、「帝国」ということばが、いかなるイメージでもって語られていたかをよく示しております。すなわち、民に主権が存在することを表現する「民国」の対義語として「帝国」がイメージされていたわけでありませう。「民国」ということばが近代国家の範疇におさまる概念だったのと同様に、「帝国」もまた近代国家の範疇におさまる概念だったと申せます。袁世凱の「中華帝国」は、この意味で、周縁性を有した近代以前の王朝国家とは断絶していたと言えるでしょう。

このように近代的な意味を有する「帝国」ということばは、実際のところ中国古典に典拠を求めることができませう。それはなぜかと申しますと、このことばがオランダ語のケイゼルレイキ *Keizerrijk*、ドイツ語ですとカイザライヒ *Kaisereich* ということばの翻訳語——ケイゼルが皇帝でレイキが国ですから皇帝の国、略して帝国という言葉になったのだと思えますけれども——いわゆる日本でつくられた近代漢語の一つであり、それが後になって東アジア全体に広がっていったのであります。

英語のエンパイア *Empire* の翻訳語としての「帝国」は、一八六六年の『改正増補・英和対訳袖珍辞書』（堀達之助編）に見ることが出来ます。「袖珍」というのは、「袖に入るもの」という意味ですが、けれども、現物を見ますと、実際には枕ぐらゐの厚さでして、そうそう携帯に便利なものでは決してございません。

この辞書は英蘭辞書（ピカード『新ポケット英蘭辞典』）の和訳でありまして、英語とオランダ語とにおける等号が、オランダ語と

日本語における等号と結び付いたことによって、「エンパイア＝帝国」という等号が成立いたしました。ここにおいて「帝国」ということばが、一九世紀の日本における英語解釈の文脈の中に投入されるようになったのであります。

ところが同時代の中国におきましては、まだエンパイアと帝国という言葉は出会っておりませんでした。ウィリアム・ロプシャイトが作り出した『英華字典 *English and Chinese Dictionary*』(一八六六～一八六九)というのには、中国語史において重要な著作であります。この中では、エンパイアに対して「国、皇之國、中国、中華、天下」としか記しておりません。そこにはまさに中国すなわち清朝以外のエンパイアを認識しないと申しますか、承認しないという態度があったと申せます。この点で、エンパイアの訳語に「天下」と記されているのは象徴的であります。すなわち、エンパイアというのは唯一の皇帝によって統治される領域であり、この「天下」は本来の *imperium* 的な意味を有していたと言えるからです。

もちろん当時の中国と申しますのは、第二次アヘン戦争の結果、総理各国事務衙門(一八六一年)が作られ、そしてやがて義和団事変の結果、外務部(一九〇一年)が作られるといった形で、自分たち以外にも主権国家ないしは「帝国」というものが存在していることを承認していく過程にありました。

日清戦争の講和交渉(一八九五年)における清国国号としての「大清帝国」の登場は、まさにこの過程に由来してあります。この講和交渉において、清国側から照会文が送られるのですが、ここで

「大清帝国」という国号を見ることが出来ます。またこの「大清帝国」号は、講和条約自体にも用いられております。この事実は、自分たちが「帝国」であり、日本もまた「帝国」であるということを確認するものであって、両国が対等な「帝国」相互の関係であるということを確認したと言ってもよろしいでしょう。とはいえず、この国号が清国において正式に採用されたというわけではございません。しかし、日清戦争後の上表文などには「清国は堂々たる帝国であるから云々」といった表現を見ることが出来ます。

このように日本側はかなり早い時期から、自分たちは「大日本帝国」であると主張していたわけですが、しかしこの「帝国」なるものは、先ほど申しましたように、東アジアでは独立主権国家として認識されていたわけでありまして、インペリウムが有していた周縁性といったものは想定されておりませんでした。

今回の目的としましては、このような意味を持つ「帝国」という漢語が生まれた一八世紀末から一九世紀中葉に至るまでの「帝国」イメージの変遷を通して、このことばが日本の政治思想にいかなる影響を与えたのかということを見ていきたいと考えております。

一 *imperium* との邂逅

新井白石(一六五七～一七二五)という人物は、江戸時代の人々にとりましても巨大な知識人として認知されていた儒学者であり政治家でありました。日本に密入国したイタリア人宣教師を取り調べた彼は、ヨーロッパの文物について、当時としてはかなり詳細に聞

知することが出来ました。その著書『采覧異言』（一七一三年序）では、「ホンテヘキス・マキスイムス」（教皇）を頂点として、その下に「インペラトル」（皇帝）があり、さらに「レキス」（国王）・「プレンス」（公爵）といったようなヒエラルヒーがヨーロッパには存在するのだと書き記しております。儒学者であった彼にとつてそれは、皇帝があり、王があり、さらに公・侯・伯・子・男の五爵がおるような中国におけるヒエラルヒーと相似形をなすものとして認識されたことでありましょう。そしてこの白石によるヨーロッパ世界の叙述は、その後一世紀以上にわたって、修正を受けつつも日本知識人に受容されて行ったのであります。

蘭学が成立した一八世紀後半には、ヨーロッパの世界地理書が日本にも流入して参ります。その直輸入の最新知識を叙述して著されたのが朽木昌綱の『泰西輿地図説』（一七八九年）²です。こちらは植村（和秀）先生にご用意いただきました複製版²になりますので、ご回覧下さい。

著者の朽木昌綱は丹波福知山藩主と申しますから、まごうことなきお殿様いわゆる蘭癖大名の一人でありました。この書は、ヴェストファーレン条約以後のヨーロッパを描いているものであり、白石が聞き書きしたような教皇を頂点とする非常に中世的なヨーロッパ認識とは異なるヨーロッパが描かれております。

この『泰西図説』には、三つの帝国が紹介されております。第一が「イタリア」（古代ローマ帝国）を継承する「ドイツラント」（神聖ローマ帝国）であり、白石が「インペラトル」と呼んだのはまさ

にこれであります。白石の叙述では、ヨーロッパに存在する帝国は神聖ローマ帝国だけだったのでありますが、『泰西図説』は、このほかロシアとトルコを帝国として挙げております³。

これら三つの帝国のうち、一八世紀後半の日本知識人が強い関心を有していたのがロシアであります。井上靖に、伊勢の大黒屋光太夫らによる漂流譚を描いた『おろしや国酔夢譚』（一九六八年）という小説がございます。彼らを送還し、さらには国交の樹立を目指して、アダム・ラクスマン率いるロシア遣日使節が、一七九二年に根室へやって参ります。この光太夫を取り調べた記録が、蘭方医・桂川甫周の『北槎聞略』（一七九四年）であります。井上靖は、ずいぶんとこの本の世話になっておるようではありますが、このなかで、光太夫がこんなことを申しております。

国には「イムペラトルストコイ」（帝国）や「コロレプスツワ」（王国）という区別があり、「コロレプスツワ」の出身者は、ロシアのような「インペラトルストコイ」よりも下位の国から来たということ冷遇される。しかし「インペラトルストコイ」である日本からやってきた自分は、大変に厚遇を受けることが出来た⁴。

ここで光太夫は「帝国」ということばではなく、「インペラトルストコイ」という原語を用いております。おそらく彼はこの最新語を知らなかったのですが、この発言に続く「世界の間、四大部洲

にして其の容るる所の諸国、千百に下らず、其の内、帝号を称する国、僅かに七国にて、皇朝「日本」其の一に居る」という彼の発言は、やがて日本知識人の「帝国日本」観念を強く形成していくこととなりますが、このことは後ほど改めてお話しいたします。ここで確認したいのは、光太夫が日本は「インペラトルスコイ」であるということを実際に聞いて、そしてそれを日本の知識人に伝えたという点であります。

先の『泰西図説』はロシアを、「昔時は帝爵の国にあらず。侯爵の国主たりしが、近歳『ピイテル』姓なる人帝位に即てより諸州を攻落し、勢い甚大にして、今世界第一の帝国となれり」と記しております。すなわちロシアはそもそも帝国ではなく、侯爵（本来的にはモスクワ大公国）から成り上がった国なのだ——と言うわけです。ピョートル一世が皇帝 imperator を称して帝爵になったという事実を当時の知識人は、特に注意しておりました。それは、国王から皇帝になるというこの事実が、「インペラトルスコイ」（帝国）というものは「コレプスツワ」（王国）の上位存在であることを意味するものであったからに他なりません。そして日本がこの帝国の地位に与っているという事実を、当時の日本知識人は、帝国ロシアからの帰還者である大黒屋光太夫という人物から教えられたのであります。

二 あらたな王国概念の登場——東西の論理の錯綜
ちよっとここで用語の説明といたしますか、確認といたしまして、

「自立の王国」ということばについて触れたいと思います。これから、「自立の王国」ということばが頻出いたしますが、これは独立している王国のこととしてご理解していただければよろしいかと思えます。つまり、もろもろの政治主体を周縁化する教皇や皇帝といった中世的な権力から自主自立をしたところの独立国家であります。

ヴェストファーレン以後におけるヨーロッパの諸王国は、独立主権国家として成立したわけでありまして、この独立主権国家相互の関係というのが近代国家間関係として形成されていくのであります。すなわち、諸国王に優越する権力——権威ではなく——を否定するというのが、まさに当時のヨーロッパの状況であったと言ってもよろしいかと思えます。ローマ教皇ですとか、神聖ローマ皇帝といったものも、あくまでもその地域地域の一主権者であると見做すというのは、とりもなおさず帝国—王国—公侯という形で描かれるヒエラルヒーの解体であったと申せます。

しかしこのことは、「王国は皇帝の冊封を受けた従属的存在である」という近世東アジア的な常識とは、はなはだ齟齬する所がありました。それゆえに当時の蘭学者は、王国でありながらも独立している国という意味で「自立の王国」という——いわば形容矛盾な——ことばを生み出したのであります。それはヨーロッパにおける主権の論理と東アジアにおける冊封の論理という東西の論理の錯綜がもたらしたものであります。そこでは独立国相互の対等性の認識と同時に、帝国のもつ優越性の意識とが混在していたと申せます。

もちろん中国王朝を中心とする現実の冊封体制においては、諸王国は政治的自主権を有しており、おのおのこれを行使しておりました。しかしながら「独立不羈三千年」を信じる日本知識人にとって、その実質はどうであれ、「冊封≠非独立」という観念は抜きがたく存在していたのであります。

このように考えてみますと、一八世紀後半の蘭学者によって造られたこの「帝国」ということばを中心に再編成された「王国」や「独立」「自立」といったことばが、地球規模化しつつある同時代の世界を言語化していくことに大きな影響力を發揮したことは明らかであります。もとよりそこには「自立の王国」に見られるような東西の論理の錯綜があるわけですが、むしろその錯綜にこそ、どうにかしてこの鎖国の向こうの世界を理解しようとした当時の日本知識人の苦闘が現れていると申せます。

三 「帝国」日本の誕生

この「帝国」ということばが一般化するのには、なかなか時間がかかったようでありまして、一七九六年に刊行されました初の蘭和辞典であります『波留麻和解』（稻村三伯編纂）では、ケイゼルレイキに「帝王ノ国」ということば——皇帝なのか王なのかあやふやではありますけれども——が用いられており、まだ「帝国」というものは一般化していなかったことがわかります。しかしながら、八万語あまりを集録したこの『波留麻和解』の縮約版であります『訳鍵』（藤林普山編・約二万七〇〇〇語）が一八一〇年に刊行され

るのですが、ここでは帝国の訳語が採用されております。すなわち一七九六年から一八一〇年の過程で、この帝国ということばは市民権を持つようになったのだ——と申せましょう。

なるほど、帝国ということばはこのころ一般的になった。では、「日本は帝国である」という観念はいつ形成されたのかということ、これから考えてみたいと思います。

ケンペル Engelbert Kaempfer (一六五二—一七二六) という人物が元禄のころ——一七世紀の末ごろに日本にやって参りまして、『日本誌』という著作を残しております。本来はドイツ語で著されたものなのですが、刊行は英訳版（一七二七年）が先でありまして、ここに掲げられている地図には IMPERIUM JAPONICVM つまり「日本帝国」と記されております。つまり日本が帝国であるということ、この時期のヨーロッパではある程度承認されていたと申せます。

日本が独立国であるのは確かでありましたが、はたしてこれが帝国なのか、それともたんなる自立の王国なのかという問題は、当時の日本人にとって、非常に大きな問題であったに違いありません。事実、一六世紀末に来日したスペイン人のアビラ・ヒロン Avila Girón による日本滞在記が『日本王国記 Relación del Reino de Nippon』として著され、また先に紹介しましたケンペルの『日本誌』オランダ語版所収の日本地図には KONINKRYK JAPAN つまり Königreich Japan 日本王国と記されておりますことを考えますと、日本が王国として取り扱われる可能性は十分にあったと申せます。

しかしながら、当時の日本知識人は日本が帝国であることに固執いたします。日本が帝国であるということが日本が日本であることの証明であるという言説が一九世紀初頭に形成されていくのです。そこには、東アジアあるいは儒学・漢字文明圏における特有の問題が存在しておりました。つまり、帝国というのは造語なわけでありませうけれども、王国というのは漢語の文脈の中にすでに存在していたことばであったことに起因する問題であります。

東アジアにおきましては、伝統的に、皇帝から冊封を受けるという形で、王国というものが存在しておりました。すなわち漢語としての王国は、厳密な意味における独立国家を意味しなかつたわけでありませう。したがって「日本が王国である」ということがもたらす問題は、たんなる日本の国の等爵——尊貴性——にとどまらず、より本質的な一国独立にかかわるものであったと申せます。造語としての「帝国」によって叙述されるヨーロッパの秩序、そして漢語としての「王国」を包摂する東アジアの秩序——この両者の論理が錯綜する只中で、一九世紀の日本知識人は独自の世界像を描き出し、ていったのであります。

この新たな世界像の紡ぎ出しの際に、ふたたび先ほどの新井白石が現れてくるのであります。白石の『采覧異言』から約一世紀後に、山村才助（一七七〇～一八〇七）という人物が『訂正増訳采覧異言』（一八〇二年頃）を著します。これは公刊されませんでした。白石の叙述を当時における最新情報によって「訂正増訳」したもので、幕末期以前における世界地理知識の「相決算書」とも言われており、

同時代の日本知識人に大きな影響を与えました。その影響の一つが、日本が帝国であるという観念を提示したことでありませう。

才助は、『訂正増訳采覧異言』におきまして、11にもおよぶ帝国を挙げております。もちろんいずれの帝国も独立国家なわけでありませうが、すべてが等しく同じ存在であると彼は考えておりませんでした。すなわち帝国の条件というものを、彼は三つのカテゴリーで弁別しているのであります。第一が、だれが見ても帝国であることを疑わない「威徳隆盛・諸邦臣服」の「大国」であります。これには、神聖ローマ帝国やロシア・中国・トルコ・ムガルといった国々が充たされます。第二が、国土が広い、「疆土広大」の「大邦」でありませう。ペルシア・エチオピア・モロッコなどがあたりませう。最後に、臣服されている国があるわけでもなく、大国でもないのですが、自立独立して、それなりに軍事力がある帝国。このカテゴリーにタイ・日本・スマトラが入ることになります。

これら諸帝国のなかにあつて、日本はどこに位置するかと考えるみますと、11カ国中の10番目、後ろから二番目、ブービーであります。「威徳隆盛・諸邦臣服」の「大国」といった堂々たる帝国に比べますと、どうにもオマケのような感じがいたします。しかしそれでも、「日本が帝国である」ということがこのように明示されたことは、やはり当時の知識人にとって大きな驚きであり喜びでありました。

この喜びをもっとも端的に表現し、そして「帝国日本」言説の浸透に大きく寄与したものが、会沢正志斎（一七八二～一八六三）と

いう水戸学の泰斗が著しました『新論』（一八二五年）であります。ここで彼は、日本を筆頭とする中国・ムガル・ペルシア・トルコ・ゲルマニア・ロシアの七カ国を「七雄」と呼び、「ヨーロッパではこれらを『帝国』と呼んでいる」と申しております。さらに「このほかに五カ国が帝国と呼ばれているが、実際にはその名に値しない」とも申しております。その理由としましては、こういった小さな国は「雄を争ふ」ことができない——みずからの国を勇武でもって独立させる実力を有していないような小国は「帝国」ではないからであります。

会沢は、帝国の範疇に入れなかったわけではありますが、ここで掲げられております7+5+11の11カ国と申しますのは、先ほどの山村才助の『訂正増訳采覧異言』とまったく同じであります。しかしその叙述と申しますか序列というのは、非常に大きく、本当に改竄と申してよいほどに変えられております。すなわち、帝国の条件が変更されているのであります。

会沢は、才助が提示した三つのカテゴリーのうち、「威徳隆盛・「大邦」といった基準を抹殺し、第三のカテゴリーである「勢盛自立」の「雄」を、帝国の唯一の条件としたのであります。近世日本の知識人にとって、日本が「武国」であるということは、自明なことであり、この日本にとって都合の良いレギュレーションを設定することで、会沢は、日本が帝国たるべき存在であることを論証したのであります。

世界には七つの帝国が存在する——それは明らかに、先ほどご紹介

いたしました桂川甫周の『北槎聞略』において、「帝号を称する国僅に七国にて、皇朝其一に居る」と記されていたことをふまえたものであります。本来、「七国」であったものを「七雄」と再解釈するあたりが、会沢の儒学者たるゆえんであるかと思いますが、一九世紀という時代を中国古典における戦国時代——戦国七雄の割拠時代——として彼はとらえたのであります。この地球規模の戦国時代を闘い抜かなければ、帝国日本もついに滅んでしまうのだと、彼は訴えたわけですから。

ただいま「儒学者」と申しましたが、まさに儒学者であるがゆえに会沢は、「帝国ということばを自分は使用しない」とも申しております。そもそも日本と中国以外の「皇帝」は、あくまでも訳語であって、儒学を奉じ、徳をもってその国を治めている真正正銘の皇帝ではないのだ——というのがその理由であります。しかし『新論』以降、日本知識人は世界を帝国相互の権力政治 power politics、つまり「雄を争う」場であると認識して行くようになりました。『新論』という本は、かように「帝国日本」言説を浸透させた著作でありました。

会沢はかたくなに帝国ということばの使用を拒否しまして、本当に皇帝の国なのは日本と清国という儒学を奉じている国だけなのだ」と主張しましたが、実際には帝国ということばによって世界を言語化するのを、彼は拒否できませんでした。それは、「七雄」という形で表現していた七つの帝国を、二〇年以上経たころの著作において、彼が日本・中国・ドイツ・ロシア・トルコの五帝国へと再編

成していることから明らかであります。⁹⁾それは、ペルシアやムガルといった国々が消滅してしまった結果であり、「戦国の七雄」は「春秋の五覇」へと更なる選抜が行われたことを意味します。

この「五帝国」ということは、大体一八四〇年代後半から五〇年代にかけて日本知識人に一般化してまいります。この五帝国には、当然日本も入っておるわけでありまして、かくして「帝国日本」の言説は確立していきました。たとえば、斎藤竹堂（一八一五～一八五二）という仙台出身の儒学者は、箕作省吾（一八二二～一八四七）が一八四五年に刊行した『坤輿図識』という世界地理書の世界地図を見て、「輿地全図の後に書す」と題する跋文を贈り、

かつて帝国ムガルというのが存在したが、ここには記載されていない。あれほど大きかった国であったのにもかかわらず、滅ぼされてしまった。日本という国は大きくはないが、今なお帝国として存在している。この国に生まれて本当によかった。

と、竹堂は帝国として独立を保っている日本に生まれたことの幸いを言祝いでいます。『帝国日本』言説に依拠する知識人というのが、蘭学者だけではなく儒学者にも次第に増えていく――それが一八四〇年代の日本の思想界の状況でありました。

四 無印の「王国」

「帝国日本」言説がこのように浸透していった一方で、地球規模

化する世界は大きく動いておりました。それは、ムガルや清国といった帝国を弱体化させる王国としてのイギリスの台頭であります。本来、帝国よりも下位の存在である王国が、帝国を倒してしまうことなど、考え難かったわけですが、それが現実のものとなってしまうのであります。かくして、それまでの階層秩序認識だけでは世界を捉え切れない時代がやって参りました。

それゆえ帝国や王国といったその国の等爵ではなく、『坤輿図識』のように、独立か従属かということを第一の基準として叙述する世界地理書が著されるようになります。『坤輿図識』では、従属国を記述した頁は、一段下げになっておりました。視覚的にも独立と従属の違いが分かるようになっております。言うなれば、「独立―従属―無主の地」という主権の論理に基づいた新たな階層秩序認識が形成されたのです。

しかしながら王国であれば、必ず独立しているというわけでもございません。アジアにおける記述において、「本邦、漢土を二帝国と称す。其下王と称する者すくまからず」（一卷、一丁裏）と記しておりますように、『坤輿図識』は、帝国と王国の間に明らかな等差を設けております。東アジアにおける冊封の王国の存在が、このような表現になったのでしょうか。東アジアでは、帝国は王国の上位にあって、それゆえ確実に独立した存在なのだとして『坤輿図識』は言うのであります。

ここで注目しておきたいのが朝鮮王国の存在であります。『坤輿図識』では、朝鮮は中国の従属国として、独立国より一段下げた形

式で叙述されております。すなわち朝鮮は王国ではあるが、ヨーロッパにおける「自立の王国」とは異なった「王国」——漢語本来の意味での「王国」——であると認識されていたわけでありませう。

このような「自立の王国」と無印の「王国」の併存は、近代ヨーロッパの国家間関係（近代的主権論）と近世東アジアの冊封体制（儒学的名分論）との奇妙な混淆の賜物であると言えます。この混淆こそが、一九世紀東アジアの国際関係におけるアポリアになったことは周知の事実でありまして、日清講和条約（一八九五年）の第一条に、清朝の宗主権から独立した存在として、朝鮮を承認する記述が必要になったゆえんでもありました。

王国は独立した存在であるという西洋の論理と、王国としての朝鮮が従属国であるという東洋の論理とは、当然のことながら矛盾いたします。この矛盾に対して、儒学者の斎藤拙堂（一七九七〜一八六五）という人物は、著書の『地学挙要』（一八四九年カ）において、

本来、王国とは独立不羈の国を意味する。しかし、琉球王国などは冊封を受けた名ばかりの王国であって、実際には公侯の国〔従属国〕にほかならない。だが朝鮮やベトナムは、冊封されているものの、面積が広いから自立の王国なのである。

と、申しまして、冊封は受けているが一応独立しているということ、論理的錯綜を含みながらも強弁するわけでありませう。

なぜこのような強弁が必要であったのかと申しますと、朝鮮という国は日本と対等に通信していた——通信と申しますのは誼を通じるという意味でありますけれども——唯一の国だったわけでありませう。その意味では、日本が独立している以上、朝鮮もまた独立国である必要があります、そのために非常に強引な解釈をしなければならなかったのではないかと考えられます。

東アジアの王国というものが、自立の王国である場合もあれば、そうではない場合もある。それゆえ、日本が確実に独立している国として承認されるためには、王国の一等上に存在する帝国として位置づけられなければならない——このような認識が生まれて参ります。それはまさに東西の論理が錯綜した結果現れた世界像であったと申せませう。

本来、冊封体制は近代国家間システムとは相容れないものであったわけでありまして、その意味で「自立の王国」という表現自体、形容矛盾でありませう。このような相克を解決させる——あるいは東西の論理を架橋させる新たな論理を提示したのが、幕末の尊攘志士の吉田松陰（一八三〇〜一八五九）という人物であります。

先に御紹介いたしましたケンペルは、『日本誌』において、日本には宗教的な世襲皇帝としての天皇と政治的な世襲皇帝としての將軍という二人の皇帝が存在していると記しております。これが、当時の西洋における一般的な「帝国日本」理解を形成して参りました。一八五三年にペリー艦隊がもたらしたアメリカ国書は日本帝国皇帝陛下 his Imperial Majesty, the Emperor of Japan に宛てられたもので

ありますが、これは当然のように徳川将軍に宛てられたものであります。幕府は帝国日本を代表する存在であり、また日米和親条約はその認識の上に結ばれたのであります。

しかし、松陰にとって、幕府が帝国日本を代表すること自体が非常に看過できない事態でありました。なぜならば、皇帝としての天皇こそが、日本を帝国たらしめるもつとも本源的な根拠であって、それは日本における名分から導かれる当然の結論であると、彼が考えていたからであります。それゆえ、徳川将軍などというものは、国王でもなければ皇帝でもない——あくまでも臣下でしかないわけであります。

このように主張する松陰は、「冊封の王国」である朝鮮との「対等外交」を、あくまでも幕府との関係であって、日本そのもの——つまり天皇と対等に交際していたのではない。したがって、朝鮮は天皇の臣下であるところの將軍と同じ次元の存在であって、日本は清国と対等に交際すべき帝国の次元に位置する存在であると解釈することで、朝鮮との外交を合理化したのであります。

いうまでもなく冊封体制であっても朝鮮「王国」の自主権というものは存在しておりました。しかし、これを松陰は否認したわけであります。それはまさに、冊封体制という近世東アジアにおける伝統的国际関係というものから離脱し、「帝国日本」としてヨーロッパ的な国家間関係にみずからを編入していく、そういった思考であったと言えます。

このように「冊封の王国」と「自立の王国」の錯綜状況は、後者

との対等関係を選択することで解消されていったのであります。この東アジアにおける伝統的な王国観念は、一九世紀の日本外交に尾骶骨のように残り、様々な外交問題を惹起させたことは、日本の近代化における一つのアイロニーでありました。最後にその一例をあげて終わりにしたいと存じます。

おわりに

明治初年に、ある外交問題は勃発いたしました。発端はイタリアの国王に関する外交文書の中で、「イタリア国王殿下」と書き送ってしまったことに始まります。儒学的な文脈において、国王に「殿下」を用いることは、そうそうおかしいことではないのであります。が、明らかに「天皇陛下」よりも下位の表現であります。そして、この「殿下」をそのまま翻訳して「ハインス」と書いてしまったから大変です。「一国の元首に対してハインスと書くとは何事だ」ということで、イタリアの外交官が強い拒絶反応を示しまして、書簡の受け取り自体を拒否するんですね。これに対して日本側は、なぜそんなことを言うのか全然わからないと、とぼけた回答してさらに問題が悪化いたします。イタリア以外の西洋各国の外交官もまた、皇帝陛下つまり「マジェスティー」の採用を要請するんですが、明治政府は不思議なことに、これを容易に承認しませんでした。

当時の外務卿でありました沢宣嘉（一八三五〜一八七三）は、但馬の生野で武装蜂起した生野の変で総帥となったほどの尊攘公卿でありまして、正直かなり過激な人物であります。こういった人

物を外務卿に据えている時点で、人選にかなりミスがあったのではないかと思うのですが、それはさておき、沢外卿はドイツ北部連邦の代理公使でありましたM・V・プラントとの会談^⑩におきまして、「皇帝号をお望みであれば、まったくかまいません」とずいぶん殊勝なことを申しておりますが、同時に「もしすべての君主を皇帝してしまえば、シャムやらハワイやらの小国の酋長も皇帝と呼ばなければなりません。それはあなた方も望まないところでしょう」と言うわけです。まさに「お為ごかし」であります。

これに対してプラントは、「シャムやハワイは独立国なのだから、皇帝号は当然でしょう。どうやらあなた方は皇帝という言葉をはかの君主に使いたくなさそうだ、何かそこに一物あるようにみえます」と、切り返します。彼自身、日本側に一物あるのがわかって言っているのですが、沢はかろうじて、「皇帝号使用に不満があるわけではなく、唯々条約書での表記との齟齬があるとまずいので、慎重になっただけなのです。私たちはあなた方との条約を守りたいからこそ、このように言っているのです」と回答するのがやっとでありました。

ここでの沢の発言もまた、やはりお為ごかしであります。条約を守るということを口実に、引き延ばしを図ったと言って宜しい。ところがプラントはそんなことは百も承知でありまして、「条約を守りたいというあなたの気持ちはよくわかります、ぜひ今後条約に關しては、ほかのことも含めてぜひ条約を守ってください」と、一蹴しております。ほかのところであなた方は随分条約を守っていない

ではないですか、ということ、チラチラさせながら皮肉を込めて、プラントはこのように言っているわけでありました。

沢のような発言が出てくること自体、当時の明治新政府において国家の対等観念と申しますか、平等観念というのが非常に希薄であったことが透けて見えて参ります。まさにそこには名分論的な「帝国」の論理が生きていたのであります。この意味で、西洋列強にとつて、日本に皇帝号を承認させることは、みずからを帝国だと信じ、自尊心を振りまいているこの極東の島国を再教育する好機会であると認識されたことでしょう。

結局、紆余曲折ありながら、明治政府はすべての君主に等しく皇帝号を使用し、やがて天皇に対しても天皇陛下ではなく皇帝陛下を用いるようになり、ついにこの外交問題は収束を迎えたのであります。

かくして日本の独立を担保する名分論的な帝国の論理というものは、政治的あるいは政治思想的な役割を終えることとなりました。ちょうどこの時期に、福沢諭吉が『掌中万国一覽』(一八六九年)において、一国の強弱というのは帝国や王国などの正名論 *nominalism* 的な呼称ではなく、文明開化という、まさに実質によって勝ち取っていかねばならないと主張したことは象徴的であったと申せます。それはまさに正名論的な「帝国日本」幻想から実質的な富国強兵へと、日本の独立戦略を大きく転換させることを意味したのであります。

名分論的な「帝国日本」から轉身した「大日本帝国」は、まさに

主権国家として東アジアへ乗り出して参りました。それは既存の冊封体制という東アジアの論理に対して、主権の論理——ヨーロッパの論理——を持って暴れ回る闖入者の誕生でもあったということを描いて、わたくしのお話を終わりにいたしたいと存じます。ご静聴、ありがとうございます。

注

- (1) 山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』汲古書院、二〇〇四年、二九頁参照。
- (2) 朽木昌綱『泰西輿地図説』一七八九年、(蘭学資料叢書七、青史社、一九八二年)。『泰西輿地図説』が、体系的な地理叙述における「帝国」の初出であること、および幕末期における用語法の変遷については、吉村忠典「帝国」という概念について」『史学雑誌』一〇八一—三、一九九九年。のち、吉村忠典著『古代ローマ帝国の研究』(岩波書店、二〇〇三年)所収)を参照されたい。
- (3) 『泰西図説』巻一「欧羅巴総論・爵名」、二五頁。
- (4) 桂川甫周『北槎聞略』一七九四年、岩波文庫、一九九〇年、二四八—四九頁、引用者訳。
- (5) 同前。以下、原文の引用の際には、読みやすさを優先し適宜句読点等を付した。
- (6) 前掲、『泰西図説』巻一、二六頁。
- (7) 実際には、イワン三世やイワン四世(雷帝)などが、ツァーリ(カエサル Caesar)の転)を称しているが、当時の日本では必ずしも理解されていなかった。
- (8) 山村才助『訂正増訳采覧異言』一八〇三年(蘭学資料叢書一—二、青史社、一九七九年)一三五—三六頁。

(9) 会沢正志斎『下学適言』一八四七年起稿、(国民道徳叢書)第二編、博文館、一九一一年)、七二—七三頁。

(10) 『大日本外交文書』一八七〇年、三九三号、「外務卿沢宣嘉、同大輔寺島宗則と独逸北部連邦代理公使との対話抜書」。

※本稿は、世界問題研究所第一三回例会での発表を基にしたものであり、科学研究費補助金・若手研究(B)「帝国」概念の思想史的研究」の成果の一部である。